

特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

株式会社クレア

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- | | |
|---|--|
| A | 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(III)を取得していること。 |
| B | 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。 |
| C | 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。 |

C の「見える化」要件とは、①令和 2 年度からの算定要件で、②介護サービス情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表しているところです。

介護職員処遇改善加算等の取得状況・職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、当事業所の処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表します。(令和 5 年 4 月 1 日現在)

<介護職員等特定処遇改善加算の取得状況>

- ・クレアデイサービス：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ
- ・クレア訪問介護サービス：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ
- ・クレア藍住デイサービス：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ
- ・クレア城ノ内デイサービス：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ
- ・クレア城南デイサービス：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ
- ・クレア城南訪問介護サービス：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ
- ・定期巡回ステーション クレア城ノ内：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ
- ・定期巡回ステーション クレア城南：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ
- ・RAC ケアスタジオ：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ
- ・RAC ケアスタジオ藍住：処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ

<職場環境等要件における当法人の具体的な取り組み状況>

① 入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

③ 両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

④ 腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤ 生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

⑥ やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善